

高齢者等が生き生きと安心して暮らせる福祉社会の実現

療養病床の転換に係る特別償却制度の適用期限の延長

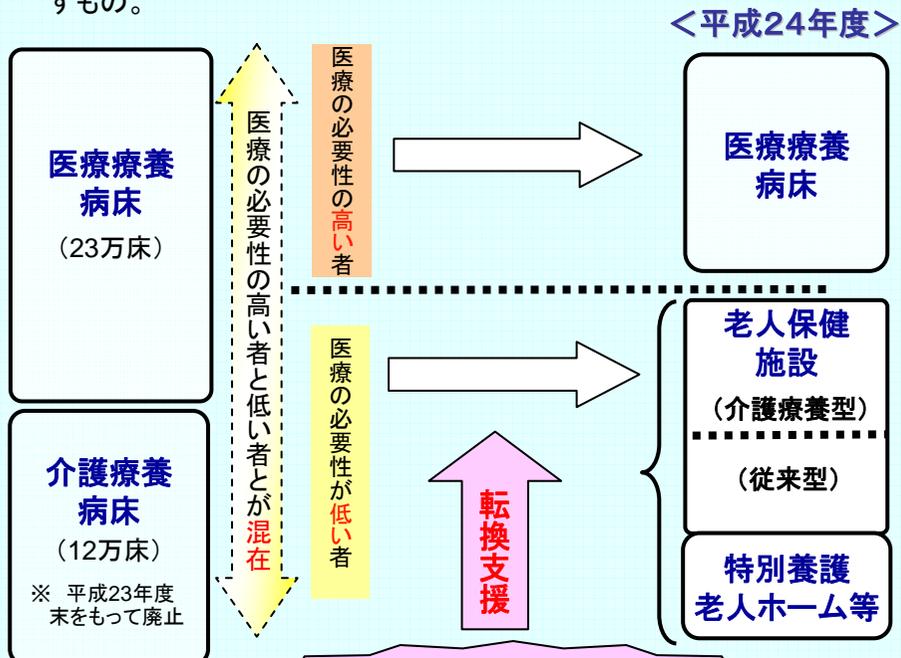
要望内容

療養病床の転換を支援するため、療養病床の転換に係る特別償却制度(※)の適用期限を、「平成21年3月」から「平成24年3月」(療養病床再編成の終了時)に延長するよう要望する。

※ 療養病床を老人保健施設等に転換するための改修等を行った場合に、当該年度の法人税について、基準取得価格(取得価額の50%)の15%の特別償却を行うことができる制度

療養病床の再編成と支援のスキーム

※ 療養病床の再編成とは、医療の必要性に応じた機能分担を推進することにより、「①利用者の実態に即したサービスの提供」、「②人材の効率的な活用」、「③医療・介護の総費用の減少」を図ることを目指すもの。



(注)病床数は平成18年10月現在の数値。

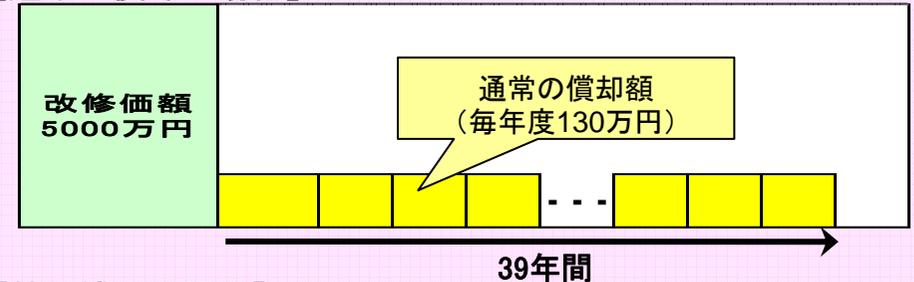
療養病床の転換に係る特別償却制度

特別償却制度の具体的なイメージ

(例:改修額5,000万円の場合)

- 改修年度において、通常の償却額に特別償却額375万円を上乗せすることが可能となり、税負担を軽減。
- 償却期間が短くなる(39年→36年)ことで、投下資本の早期回収を図ることが可能。

【通常の償却の場合】



【特別償却の場合】



